

【私立小中学生を持つ保護者のみなさまへ】

# 県の授業料支援制度の御案内

(平成29年度私立中学校等修学支援実証事業費補助金申請案内)

## 1 制度の概要

低所得世帯に属する私立小中学生の教育に係る経済的負担を軽減するため、補助金を支給します。返済は不要です。

補助金は、学校に支給され、児童生徒の授業料等から差し引かれます。各世帯に直接お渡しするものではありませんので、御注意下さい。

## 2 補助の要件

次の①～③の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 児童生徒が、7月1日時点で、広島県内の私立小学校又は私立中学校に在学していること。
- ② 親権者全員※の市町村民税所得割額が102,300円未満であること。
- ③ この補助金に付随する調査に協力すること。(申請書に合わせて調査票を提出)

### ※ 補助の判定基準となる者について

- ◎ 補助の判定は、親権者全員の市町村民税所得割額の年額を合算して行います。ただし、ア親権者不在の場合、未成年後見人全員の市町村民税所得割額を合算して判定します。イ未成年後見人も存在しない場合、「主たる生計維持者(=生徒を扶養している方)」の市町村民税所得割額で判定します。

## 3 補助額

**児童生徒1人あたり年間10万円を補助します。**

※授業料や施設整備費等の入学金・授業料以外の納付金を合算した額が年間10万円に満たない場合、その合算した額が補助額となります。

## 4 提出書類

補助要件を満たす世帯は、必要書類は学校の事務室に準備しております。取りに来ていただき以下の提出期限までに、ア～ウの書類を事務室へ提出してください。(生徒さんが来られても構いません)

【提出期限】 **7月20日(木) 〆切 事務室まで**

ア 私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のための申請書

イ 親権者全員の平成29年度市町村民税課税額の確認書類

- ・ 次のうちいずれかを提出してください。(コピーでも可)
- ① 市町村民税・県民税課税証明書
- ② 市町村民税・県民税納税通知書
- ③ 市町村民税・県民税特別徴収税額決定通知書(給与所得者で収入が勤務先のみの場合)
- ④ 生活保護受給証明書(平成29年1月1日時点で『生活扶助』を受けていることが分かる証明書)

親権者の配偶者が扶養控除であったり非課税の場合も確認書類が必要です。  
お手数ですが最寄り区役所等で交付を受け、書類を提出してください

ウ 調査票(私立の小中学校等に通う児童生徒の保護者の意識調査)

- ・ 学校事務室で調査票回収用封筒を受け取りのうえ、密封し、提出してください。
- ・ 調査票回収用封筒には、この調査票以外入れないでください。
- ・ この調査に御協力いただけない場合は、補助金は支給されません。

## 5 留意事項

- 海外赴任等により親権者の一方または両方が、課税期日に日本国内に在住していなかったため、市町村民税所得割額を課されていない場合でも、親権者全員の年収を合算した額が400万円未満程度(子3人などの多子世帯は500万円未満程度)であれば、支給対象となる場合があります。詳しくは、学校にお問合せください。
- 授業料減免事業支援特別経費補助金制度対象者も本補助金を申請することができます。なお、その場合においても、授業料及び施設整備費等納付金の合算額を超えて補助を受けることはできません。
- 税額更正があった場合は、速やかに学校に申出てください。補助額に影響がある場合があります。

制度、あるいは手続き等に関するお問い合わせは、  
本校事務室財務課(Tel082-241-8301)までご連絡ください。